

2018年市議会11月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第33号](#) 認知症施策の推進を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書
- [意見書（案）第35号](#) 無戸籍問題の解消を求める意見書
- [意見書（案）第36号](#) 学童保育（放課後児童クラブ）の職員数、職員資格に係る基準緩和の中止を求める意見書
- [意見書（案）第37号](#) 国民健康保険料（税）の負担軽減を図るため、1兆円規模の公費を投入することを求める意見書
- [意見書（案）第38号](#) 消費税の10%への引き上げの中止を求める意見書
- [意見書（案）第39号](#) 陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書
- [意見書（案）第40号](#) 沖縄県民の新基地建設反対の民意を尊重することを求める意見書
- [意見書（案）第41号](#) 環境保全型農業直接支払交付金の存続拡充を求める意見書
- [意見書（案）第42号](#) 巨額な国体費用を削減し、県民のいのち・暮らしを守る県政を求める意見書
- [意見書（案）第43号](#) 学校教職員の大幅増員を図り、どの子にも行き届いた教育の充実を求める意見書
- [意見書（案）第44号](#) 主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書
- [意見書（案）第45号](#) 饗庭野演習場での射撃訓練中の演習場境界付近への着弾に係る再発防止と安全対策を強く求める意見書

認知症施策の推進を求める意見書（案）

【公明提案】

世界に類例のないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症と診断された者は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。

さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、国及び政府においては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の患者やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
2. 認知症診断直後は、相談相手がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

Society5.0 時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書（案）

【公明提案】

Society5.0 時代では、これまで人間が行っていた作業を、ビッグデータを踏まえた A I（人工知能）やロボットが代行・支援することで、人間は日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになる。これまで以上に人間中心の社会となるが、そうした時代では、より人間としての強みが生かすことができるよう、読解力や考える力、対話し協働する力など、一人ひとりの多様な関心や能力を育成していくことが求められる。

こうした中、世界各国の教育現場では、一人ひとりの興味や関心、習熟度に対応した公正に個別化・最適化された教育や、データに基づく進捗管理による教員の負担軽減にもつながる EdTech（教育へのデジタルテクノロジー活用）の活用をしており、学びの革命が進んでいる。

しかし、我が国の学校教育現場では EdTech を活用する前提としての ICT 環境の整備が進んでおらず、現場の実態は、通信容量、パソコンのスペック・台数などの整備状況に自治体間の格差が大きく、全ての子どもたちに対してデジタルテクノロジーを活用した教育は困難な状況にある。

培われてきた日本教育の良さを活かしつつ、子どもたちが新たな時代を生きる力を身につけるためには、学校教育現場の A I（人工知能）、IoT などの革新的技術をはじめとする ICT 環境の整備は喫緊の課題である。

よって、国及び政府においては、学校現場の ICT 環境の充実に向け、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

1. 2018 年度から 2022 年度までの間に行うことになっている地方財政措置について、自治体において学校教育現場への ICT 環境の整備が進められるよう周知徹底するとともに、より利用しやすい制度にするなど一層の拡充を行うこと。
2. 教職員や児童・生徒に対し、ICT を活用した教育を推進するため、利活用を援助する ICT 支援員の配置が進むよう周知徹底するとともに、教職員向けの ICT 研修などの充実に図ること。
3. 公正に個別最適化された学びを広く実現するため、教育現場と企業などの協働により、教育において効果的に活用できる未来型教育への EdTech の開発や実証を行い、学校教育の質の向上を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

無戸籍問題の解消を求める意見書（案）

【公明提案】

無戸籍問題とは、子の出生の届け出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さなかったために戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題である。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などで救済されるケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも生活上の不利益をこうむっており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。また、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の不利益をこうむるだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

よって、国及び政府においては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益をこうむることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 認知調停の申し立て、いわゆる強制認知については、その受付などの際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載内容を改め、その申立書の書式の改定などを進めること。
2. 関係府省庁によるこれまでの通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されておらず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
3. 嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第 772 条第 1 項の嫡出推定制度の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

学童保育（放課後児童クラブ）の職員数、職員資格に係る基準緩和の中止を 求める意見書（案）

【共産党提案】

2018年11月19日に開かれた内閣府の地方分権改革有識者会議において、学童保育（放課後児童クラブ）について、職員配置数や資格を定めた厚生労働省の基準を緩和する方針が了承された。

働く保護者に代わって小学生の生活を守る学童保育のニーズは、年々増加しており、厚生労働省によれば、2017年5月時点で利用登録児童数は117万人（前年比8万人増）、待機児童は1.7万人（同262人）となっている。こうした状況を受け、政府も2019年度から3年間で定員を約25万人増やす目標を掲げているが、今回示された職員数、職員資格に係る基準緩和は大きな問題である。

現在、学童保育では、①1教室に放課後児童支援員を原則2名以上配置する、②放課後児童支援員は保育士や社会福祉士などの資格を持つとともに、都道府県知事の研修を修了する、という従うべき基準を2015年度から厚生労働省が設け、各市町村に義務付けているが、政府は、職員確保に苦しむ地方からの提案を口実に拘束力のない参酌すべき基準に変更する方針を表明した。

これにより、市区町村が条例改正を行って職員数などを自由に決められるようになり、放課後児童支援員資格を持たない職員が1人で学童保育を担うことも可能になるが、子どもたちの命と安全を守ることができるのか、保護者や職員からは質の低下を懸念する声が上がっている。子どもたちにとって安全・安心な場所を保障するためには、一人ひとりの子どもを理解し、子どもと向き合う専門性を持った指導員の複数配置は不可欠である。

そもそも、学童保育における職員不足の問題については、厚生労働省の基準導入以前から賃金をはじめとした労働環境の改善が求められていた。職員不足の解消は、こうした課題に正面から応え、職員にとっても安全・安心で働きやすい職場環境の整備、専門性にふさわしい賃金の保障などに早急に取り組むことにより、図っていくべきである。

よって、国及び政府においては、学童保育（放課後児童クラブ）の職員数、職員資格に係る基準緩和を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国民健康保険料（税）の負担軽減を図るため、1兆円規模の公費を投入することを求める意見書（案）

【共産党提案】

国民健康保険の加入者は、高すぎる国民健康保険料（税）に悲鳴を上げており、滞納世帯は全国で289万世帯、全加入世帯の15%を超えている。

全国知事会、全国市長会、全国町村会は、加入者の所得が低い国民健康保険が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを制度の構造的な問題だと指摘し、持続可能な制度とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張している。また、日本医師会などの医療関係者も、国民健康保険の現状を憂慮し、国民皆保険制度を守るため、低所得者の保険料（税）を引き下げることや保険料滞納による資格証明書の発行などをやめることを求めているところである。

国民健康保険の構造的な問題を解決するには、公費投入しかない。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には具体的に1兆円規模の公費を投入し全国健康保険協会並みの負担率にすることを政府に求めている。

また、国民健康保険料（税）が全国健康保険協会の保険料と比べて著しく高くなる大きな要因は、国民健康保険にしかない均等割、平等割という応益部分の算定にある。収入が変わらなくとも家族の人数が増えれば平等割が増える仕組みは、子育て世代に多大な負担となっていることも看過できない問題となっている。

こうした問題は、国民健康保険の運営が都道府県単位になっても何ら解決できないものであり、国民健康保険制度の危機の打開には、国が抜本的な財政措置を講じるしかない。

よって、国及び政府においては、国民健康保険料（税）の負担軽減のため、1兆円規模の公費を投入することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税の10%への引き上げの中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

消費税は1989年に安定財源の確保や社会保障対策を理由に導入が強行されたが、増税のたびに消費の落ち込みや景気の悪化を招いてきた。前回の2014年4月に消費税率が8%に引き上げられた際には、その後、家計消費は増税前の水準を上回ったことはなく、消費税増税が家計消費と経済に与える影響は極めて深刻である。しかし、安倍首相は来年10月からの消費税率の8%から10%への引き上げを改めて表明し、その理由の一つに全世代型社会保障の実現に向けた財源確保が挙げられている。

これまでも社会保障の充実を目的に消費税が引き上げられてきたものの、充実どころか年金は下がる、医療や介護の負担は増える、生活保護までも引き下げられるなど、社会保障が良くなったと言えないのが実態であり、社会保障などの財源は消費税に頼らず経済の立て直しと、大企業や高額所得者の適切な負担で確保すべきである。

また、安倍政権の示している消費税引き上げに合わせた経済対策にも問題がある。

まず、中小事業者支援策としての2%のポイント還元については、増税後の一時期に限り中小商店でクレジットカードを使用し、買い物をした場合にポイント還元するものであるが、中小商店にとってはクレジット会社への手数料やシステム導入の負担が重く、カード決済を利用しない人には何の恩恵もない。

さらに、食料品などに軽減税率を導入するとしているが、現在の8%税率そのままであり軽減とは言えず、低所得者に対する2万5千円の商品券を2万円で購入できるプレミアム商品券については、いずれ買おうと思っていたものを商品券があるから買うだけといったことも考えられ、必ずしも新たな消費を生むわけではない。そもそも、このような対策をとらざるを得ないことは、増税により地域経済が落ち込むことを認めているのであり、増税分を戻すくらいなら、最初から増税すべきではない。

加えて、2023年10月からは、仕入れにかかった税額を証明するインボイス方式が完全導入され、取引ごとに軽減税率と標準税率を区分して記載した請求書の発行が求められることになっているが、年商が1千万円以下の免税事業者は発行できず、取引から排除される恐れがあり、これには日本商工会議所も反対をしている。消費税増税は、消費者だけでなく零細事業者にも格差を拡大するものである。

安倍政権は大企業に対しては、政権復帰以来4兆円以上も減税してきた。しかし、今後の財源の確保に当たっては、消費税増税で国民に負担を求めるのではなく、大企業や資産家に応分の負担を求める税制へと抜本的な見直しを進め、その上で防衛費の増額や大型開発中心の予算を改め、税金を社会保障や子育て支援をはじめ、災害対策や復興支援などに優先して使うべきである。

よって、国及び政府においては、消費税10%への引き上げを中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

高島市の陸上自衛隊饗庭野演習場で2018年11月14日午後、演習場外の国道303号に、陸上自衛隊信太山第37普通科連隊の発射した81mm迫撃砲弾が着弾するという、あってはならない事件が発生した。

その砲弾は、高島市民の運転する自動車の数十メートル近くに着弾し、炸裂した砲弾がアスファルト片を破裂させ、その破片が自動車後部窓を突き破り、一步間違えば殺傷の恐れがあった。

陸上自衛隊幕僚長の説明では、煙の位置や飛翔音から、着弾域が目標の北側に大きくそれているのは分かっていたが、訓練は続行され、事件の原因は誤射によるものとされた。

饗庭野演習場では、2015年7月に保坂地区民家への重機関銃弾が民家を直撃する事件が起きた。その際に、高島市と陸上自衛隊が安全対策に関する覚書を締結した上で、実弾射撃訓練が再開された経緯がある。覚書には、問題が発生した場合、陸上自衛隊が市などに速やかに通報することを盛り込まれたが、今回の事故では、市への報告は事件発生後2時間半後であった。

高島市と陸上自衛隊は2018年11月17日に駐屯地周辺地域連絡会の14地区の区長を対象に説明会を行った。出席者からは、過去の教訓が生かされず、訓練による住民被害が繰り返されたことに、不安なまま日常を過ごすのは耐えられない、演習場周辺に国道が通り民家もある立地をどこまで理解して訓練しているのか、このままでは自衛隊の存在が問われる事態だ、3年前に被害に遭った人は、集落を出ざるを得なかった、少子高齢化の中こうした事案でまた住民が減ることになってはたまらないと訴え、安心して生活できる環境をつくってほしいなど、誤射発覚後の陸上自衛隊の対応に怒りと切実な声が相次いで出された。

饗庭野演習場では2013年10月に、米軍海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイを使った国内初となる日米合同演習が実施され市街地上空を通るなど地元自治体が出していた要望事項をことごとく無視した訓練が行われた。また、2019年の春には、16回目となる日米合同演習が予定されており、今回の事件で演習場周辺の住民の不安は一層強まっている。また、ほぼ毎日のように訓練が行われており、周辺住民の安心・安全、生命と暮らしをおびやかしていることは、今回の事件を見ても明らかである。

高島市と隣接する大津市においても自衛隊駐屯地があり、訓練のあり方や地元との情報共有などの点からも他人事とは言えない。

よって、国及び政府においては、陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

沖縄県民の新基地建設反対の民意を尊重することを求める意見書（案）

【共産党提案】

全国が注目した沖縄県知事選挙で「沖縄にこれ以上の基地をつくらせない」とした翁長前知事の遺志を受け継いだ玉城デニー知事が過去最多得票で当選、続く豊見城市長選挙、那覇市長選挙でも新基地建設に反対を表明した候補者が勝利し、沖縄県民は新基地建設反対の圧倒的な民意を示した。

この間、沖縄県民が問いかけてきたのは、日本の民主主義が本物かどうかという一点に尽きる。県外移設の公約を覆した元知事の埋め立て承認を盾に新基地建設を強行することが民主国家としてふさわしいのかが問われている。

安倍首相は、米軍基地の多くが沖縄に集中する現状について「到底、是認できるものではない」と述べた上で「県民の気持ちに寄り添いながら、基地負担軽減に向け一つ一つ着実に結果を出していく」と強調している。

しかし、米軍普天間基地の移設先とされる名護市辺野古への新基地建設計画をめぐり、2018年11月15日、沖縄防衛局は、新基地建設工事のための埋立工事に向けた作業を再開した。

この埋立工事は、元知事が出した承認を翁長雄志前知事が2018年8月31日に撤回し、埋立工事は法的根拠を失い中断されたものである。

ところが、政府は、県知事選挙で示された民意を考慮することなく、防衛省が国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づく審査を請求し、併せて審査結果を待たずに撤回による工事停止の効力を失わせる執行停止を申し立てた。それを受け、国土交通省は請求からわずか13日、沖縄県から反論の意見書が届いてわずか5日で撤回の執行停止を決めている。

しかし、行政不服審査法に基づく審査請求は行政に対して私人が行うものであり、そもそも国が私人と同様だと称して同じ国の機関に審査請求をするという、行政法学者の多くが違法とする手続きを政府は強行したことになる。

こうした法的に問題のある手法を政府が行ったことは大きな問題であり、また、玉城デニー知事が政府に対話を求めているさなか、工事を再開することは民主主義の根幹が問われる事態といわざるを得ない。

沖縄県民からすれば、普天間基地の返還と、これ以上基地を増やさないでほしいというのは切実な願いである。沖縄県民の民意に対し、強硬なやり方で新基地建設を進めることは民主主義国家のあるべき姿からほど遠いものである。

よって、国及び政府においては、地方自治の本旨に鑑み沖縄県民の新基地建設反対の民意を尊重することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

環境保全型農業直接支払交付金の存続拡充を求める意見書（案）

【共産党提案】

農業が有する多面的機能のうち、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する環境保全型農業直接支払交付金は、地域の農業と環境を守る上で大きな役割を担っている。いわゆる環境こだわり農業は、いわば滋賀県が発祥の地でもあり、先祖伝来の農地を守りつつ琵琶湖をはじめとした自然環境を保全するために先進的に取り組んできた。政府においても平成 27 年度から国の法律に伴った取り組みとして広がっている。

環境保全型農業直接支払交付金は、カバークロープや堆肥の施用、有機農業を推進するものであり、この施策のもと化学肥料や農薬を 5 割以上減らした上で、緑肥を作付けし、生き物と共生する米作りも広がっている。こうした全国共通の取り組みについて、都道府県が地域の環境や農業の実態などを勘案して申請を行い、地域を限定して支援の対象としているが、地球温暖化防止や生物多様性保全と両立する営農活動を支援する制度として有効な施策となっている。

ところが政府は、この環境保全型農業直接支払交付金制度のうち、地域特認について、麦・大豆・飼料作物などを対象外とし、さらに一部取り組みの単価を引き下げる方向で検討していると聞き及んでいる。

滋賀県全体の見通しでは、現行の事業費規模約 5 億 2 千万円のうち約 9,000 万円が減額されるという試算も出ている。これが実行されれば、滋賀県の農業と地域の自然環境にも大きな影響を及ぼす。

よって、国及び政府においては環境保全型農業直接支払交付金制度の存続拡充を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

巨額な国体費用を削減し、県民のいのち・暮らしを守る県政を求める意見書（案）

【共産党提案】

滋賀県は、2024年に開催予定の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下、「国体」という。）の施設整備等に総額511億円にも及ぶ税金をつぎ込もうとしている。その一方で、県の財政見通しでは、今後2026年までの間に累積で800億円もの赤字が見込まれることから、県民生活にかかわる事業が「行政改革」の名で切り下げられようとしている。

全国知事会は、国体の開催費用により自治体財政が圧迫された苦い経験から平成14年に緊急決議をあげ、国体の簡素・効率化を進めてきた。そのためこの間に開催された国体は、既存施設の活用や他府県施設の利用などを行うことで、施設整備の費用を節約しコンパクトな国体として成功させている。

滋賀県開催の国体に要する500億円を超える施設整備費の中心は、主会場となる彦根市の陸上競技場に200億円、大津市の県立体育館に100億円、草津市のプールに99億円である。いずれも土地造成に多額の費用が必要な上、国体終了後の施設利用や施設維持管理など、課題が山積している。

施設整備費用を他府県並みに半減させようとするれば、この三つを抜本的に見直すことが必要であり、実際に、既存の陸上競技場や体育館に部分的な修繕を行い、客席・サブグラウンド・駐車場を仮設すれば十分に開催が可能とされているが、そうした検討は充分に行われてはいない。

その一方で滋賀県は、平成31年度からの4年間で市町、団体への補助金、委託料など582項目を廃止・縮小し、約24億円を削減しようとしている。県民の暮らしを犠牲にして、国体に巨額の費用をつぎ込むことに県民の理解は得られない。

国体費用を削減し、その財源で子どもの医療費無料化を拡充し、国民健康保険料（税）を引き下げ、マンモス化で困難さを増す特別支援学校を新增設するなど、税金の使い方を県民のいのちと暮らし優先に抜本的に見直すべきである。

国体の成功と暮らしを守り、県民の願いを実現することは両立できる。

よって、滋賀県においては、国体の施設整備費を削減し、暮らしを守るために以下の事項に取り組むことを強く求めるものである。

記

1. 500億円を超える国体施設整備費等を他府県並みに削減すること。
2. 行政経営方針を見直し、県民の暮らしを守るという切実な県民要求を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

学校教職員の大幅増員を図り、どの子にも行き届いた教育の充実を求める意見書（案）

【共産党提案】

現在、教職員の長時間労働が社会問題になっている。文部科学省の2016年教員勤務実態調査では、公立学校の教員は一日平均12時間近く働いており、厚生労働省が過労死の労災認定の目安とする月80時間超の残業に相当する教員が、小学校で33.5%、中学校では57.6%に達することが明らかになった。教職員がゆとりをもって子どもたちと向き合い、子どもたちに寄り添った教育を行うことは難しい現状となっている。

この背景には、公立学校の教員は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により労働基準法が一部適用外となっていることや、少人数学級への移行及び教職員定数改善の未実施、授業時数の増加による日課の過密化、学力向上の要望や部活動の過熱化による業務の増加などが挙げられる。政府の経済財政運営と改善の基本方針（骨太の方針2017）には教職員の働き方改革が盛り込まれているが、教員の多くは、業務が増え続け過労死ラインで働いても授業準備や子どもと接する時間が取れないという深刻な状態に悩んでいる。

この問題の解決には、教員を増やすとともに、教員一人当たりの担当授業時間数を適正な水準まで引き下げること、教職員が負担している業務内容の大幅な見直しを行うことが必要である。教職員の長時間過密労働の解消は、子どもたちと直接かかわることへの物理的・精神的な余裕を生み出すものである。全国知事会も教職員定数を長期的な視点から安定的に確保することを求めている。

よって、国及び政府においては、学校教職員の大幅増員を図り、どの子にも行き届いた教育を実現されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書（案）

【湖誠、公明、維新、絆、新風、無提案】

主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止する法案が平成 29 年 4 月 14 日の参議院本会議で可決・成立し、平成 30 年 4 月 1 日に種子法が廃止された。

これまで県行政は、種子法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給等を担い、本県の主要農産物である水稻、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されたところである。

一方、一部の府県においてはこれまで行政が担ってきた種子生産に係る業務を外部に移管するなどの方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねないなどの報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっている。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る条例を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

饗庭野演習場での射撃訓練中の演習場境界付近への着弾に係る再発防止と 安全対策を強く求める意見書（案）

【湖誠、公明提案】

自衛隊は近年頻繁に発生する災害時の出動など、我が国の平和と国民の安心・安全の確保に寄与するものであり、さらに、陸上自衛隊今津駐屯地はまちづくりや地域コミュニティの維持・活性化にも大きく関わっており、期待は大きなものがある。

しかしながら、饗庭野演習場において、平成 30 年 11 月 14 日午後陸上自衛隊が 81 mm 迫撃砲の実弾射撃訓練の際、国道 303 号付近の饗庭野演習場境界付近に着弾し、着弾地点が演習場内ではなかったものの、炸裂した砲弾がアスファルト路面を破裂させ、その破片が演習場外の一般車両に損壊を与える事案が発生した。

高島市内では、平成 27 年 7 月の饗庭野演習場での重機関銃の跳弾事案が発生した際に、徹底した安全対策を講ずるよう強く要請し、安全対策に関する覚書を締結したにもかかわらず、市民の暮らしの場に危険が及ぶ事案が再び発生した。覚書には、問題が発生した場合、陸上自衛隊が市などに速やかに通報することを盛り込まれたが、報告が遅延したことは地元市民に大きな不安と恐怖を与えているところであり、極めて遺憾である。

よって、国及び政府においては、本事案の原因究明の後、再発防止に向けて万全の措置を講じるとともに、饗庭野演習場での射撃訓練に対する市民の不安を払拭するため、安全対策の徹底を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。